上場有価証券の評価損に関するＱ＆Ａ

平成 21 年４月
国税庁

上場有価証券の評価損の損金算入に当たっては、基本的には個別銘柄ごとの状況を踏まえ、その適否を判断することになります。

このＱ＆Ａは、その適否を判断するに当たって参考になると考えられる事例を取りまとめたものです。

（注）このＱ＆Ａは、平成 21 年１月１日現在の法令・通達に基づいて作成しています。

◆　株価が 50%相当額を下回る場合における株価の回復可能性の判断基準　◆

［Ｑ１］　当社が長期保有目的で所有する上場株式の時価（株価）は大幅に下落しており、当事業年度末における株価が帳簿価額の 50%相当額を下回る状況にあります。

税務上、上場株式の評価損の損金算入が認められるには、一般的に株価が過去２年間にわたり 50%程度以上下落した状況になくてはならないというようなことを聞きますが、当社が所有する上場株式はこのような状況に該当しないことから、損金算入することは認められないのでしょうか。

◇◇

［Ａ］

上場株式の事業年度末における株価が帳簿価額の 50%相当額を下回る場合における評価損の損金算入に当たっては、株価の回復可能性についての検証を行う必要がありますが、回復可能性がないことについて法人が用いた合理的な判断基準が示される限りにおいては、その基準が尊重されることとなります。

したがって、必ずしも株価が過去２年間にわたり帳簿価額の 50%程度以上下落した状態でなければ損金算入が認められないというものではありません。

◇◇

［解説］

⑴　法人の所有する上場有価証券等（取引所売買有価証券、店頭売買有価証券、取扱有価証券及びその他価格公表有価証券（いずれも企業支配株式に該当するものを除きます。））について、その価額が著しく低下し、帳簿価額を下回ることとなった場合で、法人が評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、帳簿価額とその価額との差額までの金額を限度として評価損の損金算入が認められます（法 33②、法令 68①二イ）。

⑵　この場合の「価額が著しく低下したこと」については、①上場有価証券等の事業年度末の価額がその時の帳簿価額のおおむね 50%相当額を下回ることになり、かつ、②近い将来その価額の回復が見込まれないことをいうものとされています（法基通 9－1－7）。

⑶　このように、評価損の損金算入が認められるためには、株価の回復可能性に関する検証を行う必要がありますが、どのような状況であれば、「近い将来回復が見込まれない」と言えるかが問題となります。株価の回復可能性の判断のための画一的な基準を設けることは困難ですが、法人の側から、過去の市場価格の推移や市場環境の動向、発行法人の業況等を総合的に勘案した合理的な判断基準が示される限りにおいては、税務上その基準は尊重されることとなります。

有価証券の評価損の損金算入時期としては、これらの合理的な判断がなされる事業年度で損金算入が認められることとなりますので、必ずしも、株価が過去２年間にわたり帳簿価額の 50%程度以上下落した状況でなければ損金算入が認められないということではありません。

⑷　なお、法人が独自にこの株価の回復可能性に係る合理的な判断を行うことは困難な場合もあると考えられます。このため、発行法人に係る将来動向や株価の見通しについて、専門性を有する客観的な第三者の見解があれば、これを合理的な判断の根拠のひとつとすることも考えられます。

具体的には、専門性を有する第三者である証券アナリストなどによる個別銘柄別・業種別分析や業界動向に係る見通し、株式発行法人に関する企業情報などを用いて、当該株価が近い将来回復しないことについての根拠が提示されるのであれば、これらに基づく判断は合理的な判断であると認められるものと考えられます。

［関係法令通達］

法人税法第 33 条第 1 項、第 2 項

法人税法施行令第 68 条第 1 項第 2 号イ

法人税基本通達 9－1－7

◆　監査法人のチェックを受けて継続的に使用される形式的な判断基準　◆

［Ｑ２］　当社は、上場株式の事業年度末における時価（株価）が帳簿価額の 50%相当額を下回る場合の株価の回復可能性の判断の基準として、過去一定期間における株価動向に関する一定の形式基準を策定したいと考えており、税効果会計等の観点から当社の監査を担当する監査法人のチェックを受けながら、この基準を継続的に使用する予定です。この基準に基づいて損金算入することとした場合、税務上その基準に基づく損金算入の判断は合理的なものと認められますか。

◇◇◇

⑵　ところで、企業会計上は、「時価のある有価証券」については、時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、取得原価まで回復する見込みがあるとは認められないとして、評価損の計上（減損処理）を行わなければならないこととされています（参考：金融商品会計に関する実務指針 91 項）。

この企業会計上の減損処理の基準と、監査法人のチェックを受けて継続的に使用される形式基準は、その内容を異にすることは想定されるところであり、ある事業年度において企業会計上の減損処理を行った場合であっても、その評価損は損金算入の対象とはならないことがあります。

このように、企業会計上の減損処理の基準と継続的に使用される形式基準の内容が異なることによって生ずる減損処理と評価損の損金算入の時期の差は、それぞれの基準を定めている目的そのものが異なることによるものであり、企業会計上の減損処理を行った事業年度において、その評価損の損金算入を行わなくてはならないということではありません。

⑶　なお、株価の回復可能性の判断をするための形式基準を新規に策定した場合、または、現在使用している形式基準を変更した場合、新たな形式基準に基づく判断はその基準を自社の監査を担当する監査法人によるチェックを受けながら継続的に使用することを前提とすれば、新規策定又は変更を行った最初の事業年度から合理的なものとして取り扱うことができます。

ただし、自社の収益状況に合わせて、この基準の使用を取りやめたり、正当な理由なく変更したりするような場合は、合理的な判断と認められないことは言うまでもありません。

（参考）　－「自社の監査を担当する監査法人によるチェック」について－

ここでいう「自社の監査を担当する監査法人によるチェック」は、税効果会計等の観点から、株主や債権者など利害関係を有する第三者の保護のために財務情報の信頼性を確保する責務を有する独立の監査法人や公認会計士が行うその責務に裏付けられた監査の一環として行われるものを指しています。

このため、監査法人等による関与であっても、その関与が自社の経営についてのコンサルタント業務のみを行うものや、会計参与や税理士による関与のように、利害関係を有する第三者の保護のために行われる監査には当たらないものは、これに該当しません。

［関係法令通達］

法人税法第 33 条第 1 項、第 2 項

法人税法施行令第 68 条第 1 項第 2 号イ

法人税基本通達 9－1－7

◆　株価の回復可能性の判断の時期　◆

［Ｑ３］　当社が長期保有目的で所有する上場株式の時価（株価）は大幅に下落しており、当事業年度末における株価が帳簿価額の 50%相当額を下回る状況にあります。そこで、当社では当事業年度末時点において合理的な判断基準に基づいて株価の回復可能性を判断した上で、その株式の評価損を損金算入することとしました。

　ところで、翌事業年度で株価が上昇した場合など翌事業年度以降に状況の変化があった場合には、当事業年度に評価損として損金算入した処理を遡って是正する必要がありますか。

◇◇◇

◆　株価の回復可能性の判断基準に該当した場合の評価損否認金の取扱い　◆

［Ｑ４］　当社は、前事業年度において、長期保有目的で所有する上場株式の前事業年度末時点での時価（株価）が帳簿価額の 50%相当額を下回っていたことから、会計上減損処理を行いました。ただし、税務上の処理については、株価の回復可能性を判断した結果、合理的な判断基準に該当しなかったことから、その会計上減損処理した金額を申告調整により所得金額に加算して申告を行っています。

ところで、この上場株式の株価は、当事業年度末時点でも帳簿価額の 50%相当額を下回っていますが、税務上の株価の回復可能性を改めて判断した結果、合理的な判断基準に該当したため、当事業年度において評価損として損金算入できる状況にあると考えています。

このような過去の事業年度における評価損否認金のある上場株式について、その後の事業年度において、損金算入できる合理的な判断基準に該当することとなった場合には、損金算入の処理や損金算入される金額についてどのように取り扱えばよいのでしょうか。

◇◇◇

例えば、当事業年度末の株価が、直近の減損処理による会計上の帳簿価額を上回るものの依然として帳簿価額の 50%相当額を下回っている場合は、当事業年度末の帳簿価額と株価との差額が損金算入の対象となります。

《具体例１》

帳簿価額	：	１００ (A)
直近の減損処理後の会計上の帳簿価額	：	４０ (B)
当事業年度末の株価	：	４５ (C)
損金算入対象額	：	５５ (A)-(C)

⑶ ただし、税務上、評価損として損金算入される金額は、あくまでも損金経理した金額に限られますので、会計上減損処理をしていない金額については、損金算入することは認められないことになります。

例えば、当事業年度末の株価が、直近の減損処理による会計上の帳簿価額を更に下回るものの、当事業年度において会計上減損処理がされない場合は、帳簿価額と直近の減損処理後の会計上の帳簿価額との差額が損金算入の対象となります。

《具体例２》

帳簿価額	：	１００ (A)
直近の減損処理後の会計上の帳簿価額	：	４０ (B)
当事業年度末の株価	：	３５ (C)
損金算入対象額	：	６０ (A)-(B)

当期に下落した金額５は、減損処理せず

［関係法令通達］

法人税法第 33 条第 1 項、第 2 項

法人税法施行令第 68 条第 1 項第 2 号イ

法人税基本通達 9－1－2、9－1－7